

**労働政策審議会労働条件分科会**  
**電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の**  
**規制に関する法律の在り方に関する部会（第1回）**

日時：令和6年4月5日（金）13:30～15:30

場所：厚生労働省共用第8会議室（中央合同庁舎5号館19階）

**議 事 次 第**

1. 開会
2. 議事
  - （1）部会長・部会長代理の選出について
  - （2）運営規程について
  - （3）電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について
3. 閉会

〔配付資料〕

- |       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 資料1   | 委員名簿                                                          |
| 資料2   | 労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会の設置について |
| 資料3   | 労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会運営規程（案） |
| 資料4   | 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について                            |
| 参考資料1 | 労働条件分科会（第190回）参考資料No.2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について     |
| 参考資料2 | 今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の在り方について（報告）         |

資料1

労働条件分科会  
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に  
関する法律の在り方に関する部会 委員名簿

令和6年4月5日現在

(公益代表)

えびすの 戎野	すみこ 淑子	立正大学経済学部教授
なかくぼ 中窪	ひろや 裕也	獨協大学法学部特任教授
はら 原	ゆうこ 郁子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 東日本支部支部長
ふじむら 藤村	ひろゆき 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
みずしま 水島	いくこ 郁子	大阪大学理事・副学長

(労働者代表)

いしばし 石橋	まなぶ 学	日本基幹産業労働組合連合会事務局長
かわの 河野	かずお 一生	全国電力関連産業労働組合総連合会長代理
とみたか 富高	ゆうこ 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合政策推進局長
まつもと 松元	ようへい 洋平	全国電力関連産業労働組合総連合労働政策局長

(使用者代表)

いのうえ 井上	ともこ 智子	日野自動車株式会社常勤監査役
さかした 坂下	かずみ 多身	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
たかがき 高垣	よしたか 恵孝	送配電網協議会ネットワーク企画部長
やまぐち 山口	てつお 哲生	電気事業連合会総務部部長 (労務担当)

(五十音順、敬称略)

## 労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会の設置について

### 1 設置の趣旨

平成 27 年の通常国会において成立した電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正電気事業法」という。）の衆議院及び参議院経済産業委員会の附帯決議において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和 28 年法律第 171 号。以下「スト規制法」という。）については、「改正電気事業法の施行後の検証時期（注：令和 7 年 3 月 31 日まで）に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする」とされた。

これを受け、労働政策審議会労働条件分科会の下に「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」（以下「部会」という。）を設置し、検討を行う。

### 2 部会の事務

スト規制法の在り方に関する専門の事項を審議する。

### 3 部会の構成

- (1) 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。
- (2) 部会は、労働者代表委員及び使用者代表委員各 4 名、公益代表委員 5 名の計 13 名で組織する。

### 4 部会の運営

部会の庶務は、労働基準局労働関係法課において処理する。

労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会運営規程（案）

第一条 労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会労働条件分科会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 委員等は、部会長の許可を得て、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第三条 この規定の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

この規程は、令和六年四月五日から施行する。

# 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の 方法の規制に関する法律について

# 我が国の労使関係法制の基本的な枠組み

- 憲法第28条において規定された労働三権（労働基本権）の保障をより具体化するものとして、労働組合法等の労使関係法が制定されている。

## 【日本国憲法第28条】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働三権（労働基本権）を保障

### 団結権

労働者が労働条件の維持・改善を図ることを主たる目的として団結体を結成し、それを運営することを保障する権利

### 団体交渉権

労働者が使用者と団体交渉を行うことを保障する権利

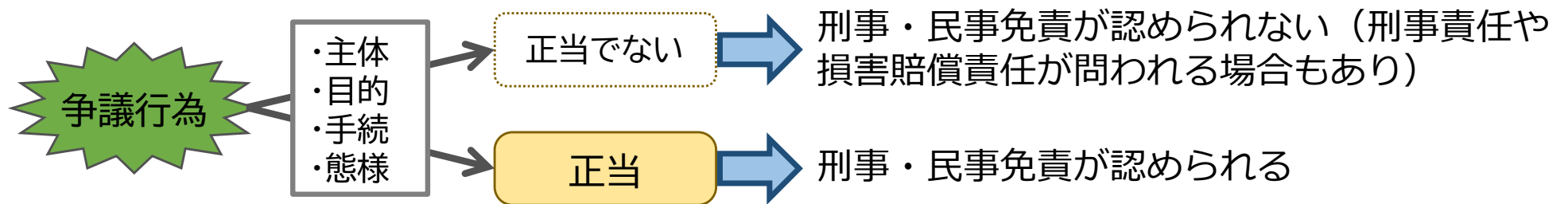
### 団体行動権

争議行為（ストライキ等の労働者の要求の示威又は貫徹のための圧力行為）及びその他の団結体の行動（典型的にはビラ貼り、ビラ配布、集会、演説などの情宣活動）を一定限度で保障する権利

労働組合法等の労使関係法で具体化

# 労働組合法及びスト規制法における正当な争議行為と刑事免責・民事免責

- 憲法では、労使間の対等な交渉を促進するため、労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権含む）を保障している（憲法第28条）。
- 争議権は、全ての争議行為を保障する権利ではなく、「正当なもの」と認められる争議行為に限り、刑事免責及び民事免責が認められている。この争議行為の正当性は、一般に、その主体、目的、手続、態様（手段）の観点から、個々の事案ごとに判断される。
- 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（スト規制法）は、電気事業における争議行為のうち、争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」の一部を明文で禁止したもの。



## ■ 日本国憲法（抄）

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

## ■ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（目的）

第一条（略）

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

（損害賠償）

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

## ■ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

# 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(スト規制法)

- 『スト規制法』は、電気事業・石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、電気事業・石炭鉱業の労使の争議行為のうち、
- ・ 電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為
  - ・ 保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるもの
- を禁止している法律。

## ■ 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第百七十一号）（抄）

第一条 この法律は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業（その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者（同項第十五号に規定する発電事業者をいう。）が営むものに限る。）をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。



# スト規制法において禁止している正当でない争議行為(電気事業関係)について

## 法の概要

- スト規制法は、憲法上の争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」として、「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を明文で禁止している。

<b>禁止対象の争議行為の例</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ スイッチオフ等の積極的行為</li><li>○ 作為・不作為の別を問わず、当該行為の性質上発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生じさせる行為(結果の発生について客観的具体的な可能性がある行為であれば必ずしも障害が現実発生することを要しない)</li><li>○ 停電のみならず電圧・周波数の低下を来す等の行為</li><li>○ 事故時・災害時等の緊急時において電気の安定供給を維持・回復するための作業に従事しないこと等</li></ul>
<b>禁止対象外の争議行為の例</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 庶務等、業務の性質上、当該労働者の争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を与えないことが、客観的に明らかな場合</li><li>○ 当該事業場の設備及び規模、電力需給の状況、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等の諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生じさせないことが客観的に明らかな場合</li><li>○ 使用者側の何らかの対応措置が採られない限り、当該争議行為により「電気の正常な供給に直接に障害」が生ずる可能性がある場合であっても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生じさせないように関係労使間で十全の協定がなされ、それによって現実に措置が採られる場合</li></ul>

※ 平成27年7月3日付け政労発第0703第1号電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(電気事業関係)の解釈について

## 保護法益

- スト規制法の保護法益は、電気事業における労使の争議行為により、電気の正常な供給に障害が生じることによって、国民経済や国民の日常生活に支障が生じないようにすること。

『電気の正常な供給』に障害 ⇒ 『国民の日常生活』や『企業の経済活動』などに大きな支障

(例) 医療機関等での診療、電車の運行、水道水の供給、工場での生産活動など

※現在の電力使用量は、スト規制法制定当時(昭和28年)と比較して約20倍の規模

# スト規制法の対象となる発電事業者の指定について

## 違反した場合の法的効果

- 刑事上の免責及び民事上の免責が失われる（スト規制法上は、違反した場合の罰則規定はない）。  
⇒ 電気事業法の罰則や刑法の威力業務妨害罪の適用、不法行為・債務不履行による損害賠償責任が生じるおそれ

## 規制対象

- スト規制法の対象事業者は、国民経済や国民の日常生活に支障を生じるおそれがあるかどうかという観点から、一般送配電事業者、送電事業者及び厚労大臣が指定した発電事業者（※）に限っている。

※以下の図の赤枠が規制対象。（令和6年3月時点）

### 電気事業者

小売電気事業者（724社）

特定送配電事業者（41社）

特定卸供給事業者（64社）  
（仮特定卸供給事業者31社含む）

発電事業者（1132社）

厚労大臣が指定した発電事業者（18社）

一般送配電事業者（10社）

送電事業者（3社）

出典：資源エネルギー庁HPの情報を基に厚生労働省労働基準局労働関係法課作成

# スト規制法制定時の考え方(提案理由説明)

## ■ 昭和28年6月22日 衆議院労働委員会 会議録(抄)

○小坂国務大臣 ただいま議題となりました電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び大体の構成を御説明申し上げます。

昨冬行われました電気事業及び石炭鉱業の両ストライキは、非常に大規模のものでありまして、幸いにして最後の段階におきまして收拾されましたが、この両ストライキが国民経済と国民の日常生活に与えた脅威と損害とは、実に甚大なものがあつたのであります。労使関係につきましては、法をもつてこれを抑制規律することは、できる限り最小限とし、労使の良識と健全な慣行の成熟にゆだねることが望ましいことは言うまでもないことであります。しかしながら政府としては、かかる基本原則のみを固執し、いたずらに手をこまぬいて当面の緊急の問題に対して必要な施策を怠ることは許されないと考えるのであります。

よつて政府としましては、電気事業及び石炭鉱業の特殊性及び重要性並びに労使関係の現状にかんがみまして、争議権と公益の調和をはかり、もつて公共の福祉を擁護するために、両産業における争議行為の方法について必要な規制をなす必要があると考え、本法案を立案するに至つたのであります。

公共的性質を有する産業は、ひとり電気事業及び石炭鉱業に限るものでないことは申すまでもないところでありますが、種々検討の結果、今回はいわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり、しかも昨年現実に問題となつた電気事業及び石炭鉱業につきまして、必要な限度の規定を設けることとした次第であります。

(中略) …本法案は三箇条からなるものでありますが、まず第一条におきましては、以上申し上げたごとく、電気事業及び石炭鉱業の自然的、経済的、社会的な特殊性及びその国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみまして、争議行為と公益との調和をはかり、もつて公共の福祉を擁護するため、争議行為の方法について当面必要とせられる措置を定めるという本法律案の趣旨を明らかにしたものであります。従いまして本法案は、争議権そのものを否定する趣旨のものではなく、もつぱら争議権に基く争議行為の一部方法のみを規制の対象とするものであります。

次に第二条につきましては、電気事業についていわゆる停電スト、電源ストその他電気の正常な供給の停止ないし直接の障害を生ぜしめる争議行為の方法は禁ぜられるものであることを明らかにいたしましたのであります。スイッチ・オフ等ほしいままに装置を操作する積極的行為は、従来から政府として正当ならざる行為と考えていたのでありますが、さらにこれと同様に電気を停止したり、電圧、サイクルを狂わせたりする行為であつて、昨年のストライキの経験にかんがみ、社会通念上非とされるものについても、この際その正当ならざることを明らかにしたものであります。けだし停電スト、電源スト等は、これに携わる人員は全電気産業労働者中、少数に過ぎず、他の大多数の労働者の争議行為は、何ら制約せられるものでないと同時に、労働者の失う賃金及び使用者のこうむる損害は、これによつて無辜の需要者が不可避的にこうむる物質的、精神的損失に比較いたしますと、きわめてわずかなものであります。この点他の争議行為の方法とまつたくその趣を異にし、電気事業の公共性に矛盾することはなほだしき争議方法といわなければならないのであります。しかも電気産業労働者には、この他にも労使対等の立場を維持するに十分な争議手段があるのでありまして、本条の規制は当然やむを得ざるものと考えられるのであります。なお、使用者が変電所、発電所等の停廃を来すロツクアウトを行い得ざることは、もちろんであります。(後略)

# 労働関係調整法による公益事業等に係る規制

○ 争議行為が行われた場合に、国民の日常生活等に大きな影響を与える公益事業（※）等については、労働関係調整法（労調法）に、特別な調整制度や規制が設けられている。

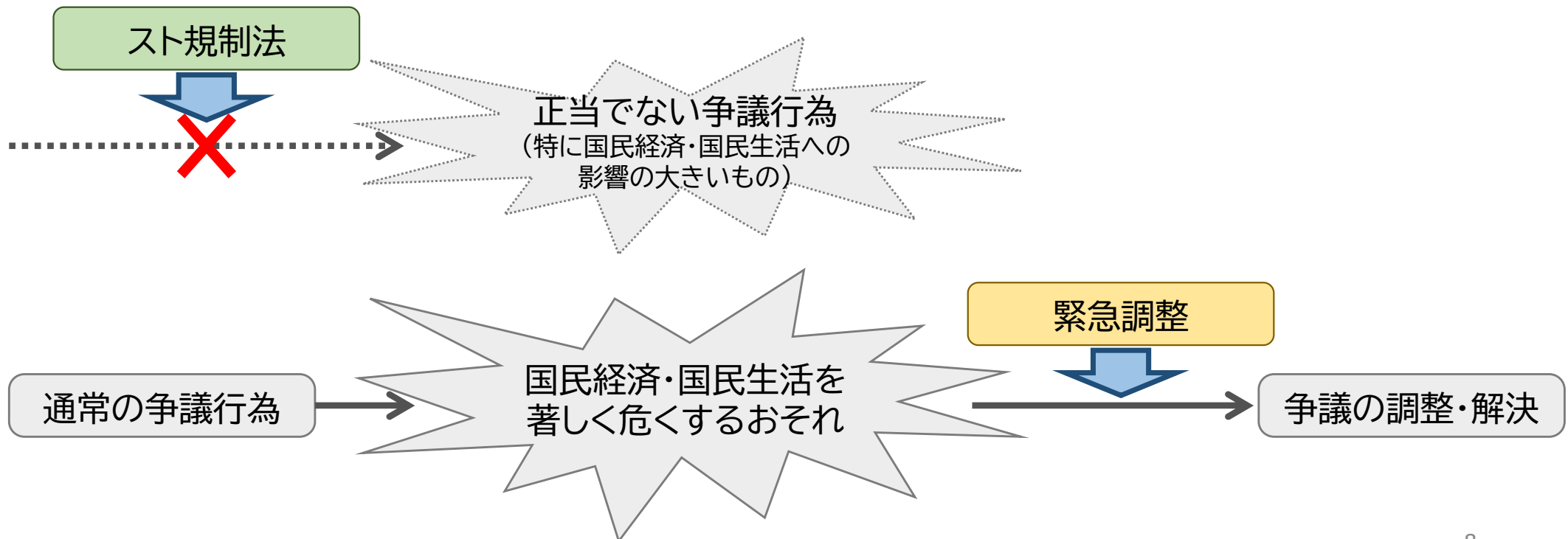
※ 「公益事業」とは、①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、③水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう（労調法第8条第1項）。

<p>1. 公益事業等に係る強制調停(職権調停・請求調停等)</p>	<p>○ 労働委員会による労働争議の調停は、関係当事者の合意に基づいて開始することが原則（任意調停）だが、<u>公益事業等については、関係当事者の合意に基づかずに開始することが可能（強制調停）</u>。</p> <p>(1) 公益事業に関する事件について、関係当事者の一方から労働委員会に調停の申請がなされた場合又は労働委員会が職権に基づいて、調停を行う必要があると決議した場合（労調法第18条第3号、第4号）</p> <p>(2) ①公益事業に関する事件又は②その事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業であるために公益に著しい障害を及ぼす事件について、厚生労働大臣又は都道府県知事から労働委員会に調停の請求があった場合（労調法第18条第5号）</p>
<p>2. 公益事業に係る争議行為の予告</p>	<p>○ <u>公益事業において争議行為を行う場合、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない</u>（労調法第37条第1項）。</p> <p>※公益事業以外の争議行為は事後届出制。</p> <p>○ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、通知を受けたときは直ちに公衆が知ることができる方法によってこれを公表しなければならない（労調法施行令第10条の4第4項）。</p> <p>※官報等により公表されている。</p>
<p>3. 公益事業等に係る内閣総理大臣による緊急調整</p>	<p>○ 内閣総理大臣は、①公益事業に関するもの、②規模が大きいもの、③特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により、国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くするおそれがあると認める事件について、そのおそれが現実に存するときに限り、中央労働委員会の意見を聴いて緊急調整の決定をすることができる。緊急調整の決定をしたときは、直ちに理由とともにその旨を公表し、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない（労調法第35条の2）。</p> <p>○ 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件を優先して処理（労調法第35条の4）。</p> <p>○ 緊急調整の決定の公表から50日間は争議行為を行うことができない（労調法第38条）。</p>
<p>4. 安全保持施設の争議行為の禁止</p>	<p>○ <u>工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない</u>（労調法第36条）。</p>

# スト規制法と労調法の緊急調整の関係

- スト規制法と労調法の緊急調整は、ともに国民経済や国民生活に多大な支障を生じないようにするため、争議行為を制限するものであるが、
  - ・ スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにし、未然に防止するものである一方、
  - ・ 緊急調整は、一定期間、通常の争議行為を禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決させることを狙いとするものである。

スト規制法	労調法の緊急調整
正当でない争議行為の未然防止が主眼	労働争議の調整・解決が主眼



# (参考)スト規制法制定とその後の経緯

時期	出来事・決定等
昭和27年秋～年末	電気・石炭両産業のストライキ（いわゆる電産スト・炭労スト）が国民経済と国民の日常生活に甚大な脅威と損害を及ぼした。
昭和28年8月5日	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」（スト規制法）成立
昭和28年8月12日	各都道府県知事あて労働次官通知を发出
昭和31年12月8日	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続について」 同法附則第2項の規定により、同法を存続させる旨の国会の議決があったため、今後引き続き存続することとなった。
昭和48年12月27日	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に関する調査会」（調査会）設置（平成11年3月31日廃止） スト規制法の運用の実情及び問題点を調査し、改正の要否を検討するために、労働大臣の私的諮問機関として設置。
昭和52年7月22日	調査会報告（電気事業関係） （1）スト規制法については当面現行のままとするのもやむを得ない （2）争議行為の正当性の範囲について一層の明確化が望まれる （3）電気産業労使のトップレベルによる相互理解の一層の促進が望まれる
昭和52年11月2日	都道府県知事宛てに労働省労政局長通知を发出（昭和28年労働次官通知を改正）
平成25年4月2日	「電力システムに関する改革方針」を閣議決定
平成26年6月11日 （附帯決議は衆参両方）	「電気事業法等の一部を改正する法律」成立（電力小売・発電の自由化、事業者区分の再編など） ・同法附則第50条においてスト規制法の一部を改正（事業者区分の変更に伴う改正）。 ・有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、スト規制法の在り方を検討するよう附帯決議が付される。
平成26年9月11日 ～平成27年2月2日	労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会（部会）開催
平成27年2月2日	部会報告（電気事業関係） （1）電気の安定供給と特殊性、今後の電力システム改革の影響も踏まえ、 <u>スト規制法について、現時点では存続することでやむを得ない</u> （2）禁止される争議行為に関する解釈通知について、電気事業の状況等を踏まえて必要な見直しを行うべき （3）スト規制法の在り方については、 <u>電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討するべき</u>
平成27年6月16日 （附帯決議は衆参両方）	「電気事業法等の一部を改正する法律」成立（送配電部門の法的分離など） スト規制法については、 <u>本改正法の施行後の検証時期（注：令和7年3月31日まで）に併せ、部会報告における再検討の指摘に基づき、廃止を含めた検討を行い結論を得るよう附帯決議が付される。</u>
平成27年7月3日	都道府県知事宛てに厚生労働省政策統括官通知发出（昭和52年労政局長通知を改正）
平成28年4月1日	改正スト規制法施行。同日付で、同法の対象となる発電事業者の指定に係る大臣告示を適用。
平成29年3月6日	スト規制法に係る発電事業者の指定に関する会合（スト会合）が初開催。以降、概ね1年ごとに開催。

法の概要、趣旨及び目的について

- 「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」(スト規制法)は、昭和28年以前に電産スト等により大規模な停電が発生するなどしたことが契機となり制定されたもので、電気事業及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護することを目的としている。
- 電気事業については、憲法上の争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」として、「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を明文で禁止している。
- スト規制法は、近年の電力システム改革の議論に併せてその在り方を検討するよう指摘を受けているところである。

スト規制法の見直し検討に関する経緯について

時期	出来事・決定等
平成26年6月11日	<p><b>「電気事業法等の一部を改正する法律」成立</b>（電力小売・発電の自由化、電気事業類型の見直しなど） ※同法附則第50条においてスト規制法の一部を改正（事業者区分の変更に伴う改正）</p> <p>＜附帯決議＞ 「電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法（注：スト規制法）の今後の在り方について検討を行うものとする。」</p>
平成26年9月11日 ～平成27年2月2日	<p><b>電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会(スト部会)開催</b></p> <p>＜部会報告書＞ 「電気の安定供給と特殊性、今後の電力システム改革の影響も踏まえ」、 「<u>スト規制法について、現時点では存続することでやむを得ない。</u>」が、「<u>スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討すべきである。</u>」</p>
平成27年6月16日	<p><b>「電気事業法等の一部を改正する法律」成立</b>（送配電部門の法的分離など）</p> <p>＜附帯決議＞ 「<u>「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、（略）本改正法の施行後の検証時期（注：令和7年3月31日まで）に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする。</u>」</p>

# 労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会(仮称)の設置について(案)

## 労働政策審議会

安全衛生  
分科会

職業安定  
分科会

障害者雇用  
分科会

労働条件分科会

雇用環境・均等  
分科会

勤労者生活  
分科会

人材開発  
分科会

労災保険部会

最低賃金部会

新設

電気事業及び石炭鉱業における  
争議行為の方法の規制に関する  
法律の在り方に関する部会(仮称)

有期雇用  
特別部会

部会の委員構成：労使委員各4名、公益委員5名の計13委員を選出予定  
(経産省にはオブザーバーとして出席依頼予定)

自動車運転者  
労働時間等  
専門委員会



## 今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律 (電気事業関係) の在り方について (報告)

平成 27 年 2 月 2 日

「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」(昭和 28 年法律第 171 号。以下「スト規制法」という。)は、昭和 27 年の電産スト等が国民経済と国民の日常生活に与えた影響が甚大であったこと等に鑑み、翌 28 年に制定された法律である。

具体的には、争議権と公益の調和を図り、公共の福祉を擁護するため、電気事業(一般電気事業及び卸電気事業)の労使の争議行為のうち、「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を禁止すること等を内容としている。

スト規制法については、「電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 26 年 5 月 16 日衆議院経済産業委員会、平成 26 年 6 月 10 日参議院経済産業委員会)において、「電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする」とされたところである。

これを受け、今般、労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会において、平成 26 年 9 月 11 日以後、現地視察を 2 回、審議を 6 回行い、下記の 1. ～ 3. の観点から今後のスト規制法の在り方について検討した結果、4. の結論に達したため、報告する。

### 記

#### 1. 労働基本権の保障とスト規制法

スト規制法の検討に当たっては、憲法上保障される労働基本権やそれを具体化した労使関係法制との関係を整理し、検討することが必要である。

##### (1) 憲法及び労働組合法との関係

憲法第 28 条は、労使間の対等な交渉を促進するために、労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権(争議権)を保障している。このうち争議権については、全ての争議行為に保障が及ぶわけではなく、主体・目的・態様(方法)等の観点から、正当と認められる場合にのみ、保障が及ぶものとされている。こうした争議権保障の趣旨から、労働組合法では、労働組合による「正当な」争議行為について刑事・民事免責を享受できることが、確認的に規定されている(第 1 条第 2 項、第 8 条)。

スト規制法は、電気事業等において争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」の方法の一部を明文で禁止したものとされている。また、禁止される「正当でない争議行為」すなわち「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」については、従来から通知によって解釈(判断基準や対象となる行為の例示等)が示されているが、その内容によって現在、「正当な争議行為」の行使に影響を与えているのではないかと、といった懸念が指摘されている。

## (2) 労働関係調整法との関係

労働関係調整法は、労働組合法と相俟って、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決することを目的とする法律であり、同法では、争議行為が行われた場合に、国民の日常生活等に大きな影響を与える公益事業（電気事業を含む）に対して、争議行為の予告義務や内閣総理大臣による緊急調整等の特別な規制が設けられている。

スト規制法も労働関係調整法の緊急調整も、いずれも国民生活等への影響に鑑みて争議行為を制限する点で共通し、この点で、スト規制法は「屋上屋」との指摘もあるが、前者は、正当でない争議行為の範囲を明らかにしてその防止を図ることを主眼とするものである一方、後者は、正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決することを狙いとする点で異なる。

## 2. 電気の安定供給と特殊性

スト規制法の検討に当たっては、対象とする電気事業の置かれた以下の状況を踏まえることも必要である。

### (1) 電気の安定供給の重要性

スト規制法の制定時と比較すると、今日では、国民経済及び国民の日常生活における電気の安定供給の重要性は飛躍的に増大している。電気は、常時不可欠で代替不可能なエネルギー源であり、運輸事業や電気通信事業など他のインフラを支えるインフラでもある。停電等が消費者や需要者に与える損害は計り知れないものとなっている。

現在の電気事業に携わる労使は、電気の安定供給への使命感を持って事業を推進している。また、電力会社は電気の安定供給に資するための設備投資を積極的に行っており、スト規制法制定当時と比較して電気供給の安定性は飛躍的に向上している。一方で、特に現在は、東日本大震災や原子力発電所事故を契機として、電力需給が逼迫している状況であり、多くの企業が電力供給の制約を事業活動の懸念材料としている。また、計画停電等を経験した直後である国民の立場からすると、争議行為による停電発生の可能性が増すことに対しては、強い不安の念が示されるものと思われる。

### (2) 電気事業の特殊性

(1)のほか、電気事業が有する「特殊性」（スト規制法第1条）として、主として以下の点が挙げられる。

- ・ 電気事業には、一定規模の需要家を除いて地域独占が認められており、他の事業者によって代替できないこと。特に送配電部門については、電力システム改革後も地域独占が認められている。
- ・ 電気は貯蓄が不可能であり、常に需給を一致させる必要があること。需給バランスを崩すと電力ネットワーク全体が維持できず、予測不能の大規模停電が発生する。

もっとも、諸外国の労使関係法制には、公益事業に対して争議行為を規制する法制はあるものの、電気事業に限定して争議行為を規制する法制は見当たらない。また、スト規制法以外の国内法令においても、事業規制を除いて、電気事業に限定して規制を設けている事例は見当たらない。

### 3. 電力システム改革の影響も想定した検討

3段階に分けて進められている電力システム改革のうち第2弾に当たる「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)によって、発電事業、小売電気事業は全面的に自由化され、電気事業の類型が見直されることとなった(送配電事業については引き続き地域独占)。

これに併せ、スト規制法の対象となる「電気事業」についても、①一般送配電事業、②送電事業、③事業主及び労働者が第2条の禁止行為を行うことによって、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者が営む発電事業、と改正されることとなった。

また、第3弾電力システム改革として、送配電部門の中立性を確保するための法的分離の検討が進められている。こうした電力システム改革が与える影響も想定しつつ、以下の点について検討することが必要である。

#### (1) 電気事業者間の競争環境

第2弾電力システム改革法の施行後は、厚生労働大臣が、電力システム改革の進展の状況に応じて、スト規制法の対象となる発電事業者を機動的に定める仕組みとなるが、電力システム改革後も直ちに発電事業者間のシェアが大きく変わることは想定されず、実態が変わるまで時間がかかることも想定される。しかし、その後、競争環境が大きく変わる可能性もあり、現状で見通しを立てることは困難である。引き続き、電力システム改革の進展の状況を注視することが必要である。

#### (2) 電気事業における労使関係

電気事業における労使関係については、現状、労使ともに「安定・成熟している」という認識で一致している。労使の間では、産業レベルや企業レベル等の様々なレベルで建設的な労使協議がなされるとともに、団体交渉も真摯に行われており、電気の安定供給への影響に配慮し、争議行為に関して必要なルールも取り決められている。また、近年では争議行為の実績はない状況である。

一方、電力システム改革後については、労使ともに「電気の安定供給に対する使命感は変わらず、労使関係も安定するよう努力する」という認識であるが、電力システム改革による自由化後や法的分離後に、現在のような安定した労使関係が保たれるか不安があると懸念する意見もあり、電力システム改革が労使関係に与える影響は不透明である。

いずれにしても、自由競争の下での健全な労使関係の中で労使協議を通じてお互いの力で労使関係上の課題を解決していくことが基本であることには変わりがない。

#### (3) 電気事業の業務

電気事業の業務は、水力発電所・変電所を中心に無人化・自動化が図られているが、事故対応や応急措置等の非日常業務を中心に社員(手動)による対応がなお必要である。

争議行為時に非組合員によって業務を代替できるか否かについては、労働者代表委員は、非組合員である管理職の体制等から、非組合員による代替は十分可能ではないかという認識である一方、使用者代表委員は、機械化等で置き換えができない業務には、日

頃の業務や訓練で培われた一定の技能等が必要であり、職場のマネジメントを主な業務とする管理職では容易には代替できないという認識であり、労使の間で見解が一致しない。

また、電気事業の業務は、発電・送電・変電・配電と高度な連携が必要であるが、第3弾電力システム改革によって法的分離が実現した場合には組織の「壁」ができるため、より複雑で高度化したオペレーションが要求され、現場労働者の知識・経験も一層求められる可能性がある。

こうしたことから、電力システム改革による業務内容の変化が見込まれる中、現時点で非組合員による代替が可能と判断するのは困難であると考えられる。

#### 4. 今後の方向性

今後のスト規制法の方向性を考えるに当たって、憲法上規定された労働基本権の保障の観点が必要であることは言うまでもない。しかしながら、電気の安定供給と特殊性、今後の電力システム改革の影響も踏まえると、以下の方向性が適当である。

- (1) 現状では、①電力需給が逼迫し、供給への不安が残っていること、②電力システム改革の進展と影響は不透明であることから、引き続き注視することが必要である。  
このため、スト規制法について、現時点では存続することでやむを得ない。

なお、労働者代表委員からは、スト規制法は電気事業の労働者の憲法上の労働基本権を制約している上、既に労働関係調整法の公益事業規制がある中で更に規制を設ける根拠は存在しないと考えられることから、同法は廃止すべきとの意見があった。

- (2) 一方、スト規制法第2条において禁止される争議行為に関する解釈通知については、現在の電気事業の状況や、今後の電力システム改革等に伴い業務内容の変化が見込まれることも踏まえて必要な見直しを行うべきである。
- (3) スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討するべきである。